

平成 24 年度 渡島・檜山地方道路防災連絡協議会
第 16 回渡島・檜山地方道路防災連絡協議会総会 会議録（要旨）

1. 開催概要

- 1) 開催日時 : 平成 25 年 3 月 11 日 (水) 14:00 ~ 15:45
- 2) 場 所 : 北斗市 総合文化センター 大会議室
- 3) 出席者 : 64 名
- 4) 議 事 :
 1. 開 会
 2. 会長挨拶
 3. 協議会活動について
 - (1) 協議会設立の目的と活動について
 - (2) 今年度協議会報告
 - ①豪雪災害での協力体制について -豪雪ワーキンググループの開催-
 - ②津波警報発表時における国道、道道の通行規制について
-津波ワーキンググループの開催-
 4. 話題提供
 - (1) 津波警報の変更及び運用について
 - (2) 東北地方太平洋沖地震による道路の啓開・復旧と今後の課題
 - (3) 津波避難の課題と今後の方策
 - (4) 道の駅の防災拠点化としての活用
 - (5) 土砂災害防止法改訂について
 5. 平成 25 年度協議会活動案
 6. 閉 会



写真：協議会総会の様子

2. 配布資料

- ・ 議事次第、出席者名簿、座席表
- ・ 資料-1「協議会設立の目的と活動について」、
- ・ 資料-2「①豪雪災害での協力体制について」
- ・ 資料-3「②津波警報発表時における国道・道道の通行規制について」
- ・ 資料-4「改善した津波警報」（函館海洋気象台）
- ・ 資料-5「東北地方太平洋沖地震による道路の啓開・復旧と今後の課題」
- ・ 資料-6「津波避難の課題と今後の方策」
- ・ 資料-7「道の駅の防災拠点化としての活用」
- ・ 資料-8「土砂災害防止法の一部改定に基づく緊急調査の概要」
- ・ 資料-9「今後の検討内容（案）」

3. 協議会活動について

3-1 協議会設立の目的と活動経緯について

- ・ 渡島檜山地方道路防災連絡協議会の設立経緯とその目的を説明。
- ・ 豊浜トンネル（H8.2）と第2白糸トンネル（H9.8）での崩落事故発生を受け、「岩盤崩落に対する地域防災調査委員会」より提言された「地域防災パートナーシップ」実現のため、「道路防災連絡協議会」が道内12地域で設立された。
- ・ 渡島・檜山地方は平成12年度に渡島北部・檜山地方の一部機関で協議会が最初に設立され、その後平成15年度に現在の形となり、これまで道路防災を主題として構成機関との協議や意見交換等を継続して行っている。
- ・ 協議会の主な活動は「幹事会」、「ワーキンググループ」「協議会総会」であり、今年度も豪雪と津波について協議、検討を行ってきた。

3-2 議事2 今年度協議会の報告

（1）豪雪災害での協力体制について ー豪雪ワーキンググループの開催ー

豪雪時等に必要となる関係機関での基本的な情報として以下の項目を整理。

①豪雪災害対応における協力体制の整備

- ・ 渡島、檜山管内を3つの地区に分けて協力・連絡体制を構築。
- ・ 除雪機械貸出等については各地区での道路事務所（国）、出張所（北海道）が窓口となるフローを作成。
- ・ 上記の整理事項を「豪雪時等における関係機関情報共有リーフレット」を地区別に作成し、昨年12月に関係機関に配布。
- ・ また、管内の雪堆積場（臨時、希望地も含む）と豪雪時に孤立する懸念がある集落を整理した「豪雪時情報共有図」も作成し、こちらも同リーフレットと一緒に関係機関に配布。

②除雪機械貸出事例の紹介 —平成 24 年 2 月月形町の事例—

- ・札幌開発建設部から除雪機械貸出が行われた月形町の事例を関係機関に紹介
- ・月形町での当時の積雪量が前年の約 2 倍程度、路肩の積雪高は 3m 以上となり、住民生活に影響が出始め、除雪体制はほぼ限界に達していた中で除雪機械の貸出までの経過は除雪機械貸出の有効性について説明。

③平常時の対応について

- ・平常時の情報共有として函館開発建設部と函館建設管理部間で運搬排雪実施路線や実施日についてメールによる情報共有を実施。
- ・関係する市町村に対しても函館開発建設部又は函館建設管理部よりメールにより情報提供を合わせて実施。
- ・次年度以降も継続して実施する予定。

④今後の対応

- ・今年度は地区別体制を整備し、リーフレット作成、配布したことで基本的な対応は出来たものとする。
- ・ただし、今後も異常気象の発生が予想される中、今年 2 月までの降雪状況も平年値を上回る状況であることから、次年度以降においても、今年度作成しました各種資料の見直しや今後発生する新たな課題や問題点については継続的に協議を実施したいと考える。

(2) 津波警報発表時における国道、道道の通行規制について

—津波ワーキンググループの開催—

平成 24 年 6 月に発表された新たな津波浸水予測及び警報発表の変更に対する対応方針、それに基づく通行規制箇所・区間の見直し、情報提供方法・事前周知方法について、関係機関と協議・意見交換を行った。

①国道の通行規制について

- ・通行規制区間を太平洋沿岸部と日本海沿岸部で表 1 のように定めた。

表 1 警報ごとの規制区域の設定 (国道)

	太平洋沿岸部		日本海沿岸部	
	浸水想定区域	道路標高	浸水想定区域	道路標高
大津波警報	H24 津波予測 ^{※1}	10m 未満	H21 津波予測 ^{※3} 重ね合せ最大	10m 未満
津波警報	H18 津波予測 ^{※2} 三陸沖北部	3m 未満	H21 津波予測 ^{※3} 日本海北西沖	3m 未満

※当日資料から一部抜粋

- ・今回の検討では安全側を考慮し、通行規制区間の延長を長く設定した。交通への影響が大きいというデメリットがある一方、通行規制区間内の住民避難への影響が小さいというメリットがある。

- ・規制方法は通行規制区間へ入る方向への進入を規制し、反対に規制区間から出る方向は通行可能とする片側規制を実施。
- ・規制箇所には人員を配置し、道路利用者の迂回誘導や状況説明を行うとともに、看板等を設置し、情報提供を行う。
- ・ただし、函館市街地のように、交通量が多く、市道が縦横に交差している箇所における通行規制については、規制による影響が大きいことから、情報提供のみとする。
- ・情報提供は道路情報板を活用する。通行規制区間内外で表示内容を変更する。また、平常時の情報提供として「海拔シート」を設置。
- ・国道の通行規制箇所・区間については、大津波警報と津波警報に分けて、全域図と詳細図で整理し、関係機関に配布。

②道道の通行規制について

- ・道道についても浸水想定区域への車両の進入防止を図るため、人員配置による進入規制実施を行う。
- ・ただし、人員が到達することができない路線等については、進入規制を補完する施設整備として、「小型道路情報板」、「津波浸水予想区域標識」、「海拔表示シート」の整備を全道で進めている。
- ・現在、北海道では平成24年6月に発表された津波浸水想定への対応を優先としており、津波警報レベルでの対応は今後検討する予定である。

③今後の対応

- ・市町村で津波対策に関する地域防災計画・津波避難計画の整備完了に合わせた通行規制位置の見直し。
- ・通行規制区間内の道路利用者の安全確保の検討。
- ・東日本大震災の際、救援・復旧に効果を発揮した啓開ルートの事前設定、津波到達後の復旧計画や協力体制について関係機関との協議。

【質問・意見等】

特に無し

※議事終了後、14時46分に「東日本大震災」でお亡くなりになった方々への黙祷を1分間行う。

4. 話題提供

4-1 話題提供 1 津波警報の変更及び運用について

- ・ 函館海洋気象台家常地震津波防災官により、平成 25 年 3 月 7 日から運用が開始された新しい津波警報について解説。
- ・ テレビでの表現内容の統一、巨大地震が発生した場合の津波警報の発表（初期では定性的表現、その後に数値表現）など、改善点を出席者に説明。
- ・ 新しい津波警報が適切な避難に繋がることが重要との指摘。

4-2 話題提供 2 東北地方太平洋沖地震による道路の啓開・復旧と今後の課題

- ・ 「東日本大震災」での啓開、復旧対応について国土交通賞仙台河川国道事務所、岩手河川国道事務所への調査を行った。その概要を事務局より紹介。
- ・ 各管内の被害状況を説明するとともに、町道を迂回路として活用する際の車線確保のため、道路法第 68 条土地収用法や第 122 条を適用し、用地取得せず南三陸町長の了解で、拡幅工事を実施した事例を紹介
- ・ また、自衛隊との連携や燃料の配給には小型タンクローリーが有効であることなどを説明。
- ・ 岩手県の復興計画についても合わせて説明し、現状の課題としてはまちづくり・事業計画策定、都市区画整理などのエンジニアが圧倒的に不足している現状を紹介。

4-3 話題提供 3 津波避難の課題と今後の方策

- ・ 「東日本大震災」の津波被害の特徴や課題として、①想定をはるかに超える大津波が襲来、②情報に対する依存、③車避難により被害が拡大、④災害時要援護者の多くが犠牲、⑤消防・警察などの防災職員が多く犠牲、を説明。
- ・ これらに対する今後の対応として、①主体的な姿勢を醸成する津波防災教育、②避難先安全レベルの設定、③避難支援の撤退ルールの検討、といった取り組みを和歌山県や鉏路市での取り組みを交え紹介。

4-4 話題提供 4 道の駅の防災拠点化としての活用

- ・ 道の駅が有する機能が災害発生時において地域住民の避難場所や復旧時の拠点として非常に有効であることが判明し、道の駅を防災拠点として活用する取り組みが全国的に行われていることを説明。
- ・ 平成 16 年の新潟県中越地震や「東日本大震災」での道の駅が防災拠点として活用された事例を紹介。
- ・ 函館開発建設部としても管内の道の駅を防災拠点として活用するための整備を進めたいと考えている（平成 24 年度現在 3 箇所整備済）。
- ・ 市町村へアンケート調査等を行い、整備項目のニーズ把握に取り組んでいるので、協力をお願いする。

【質問・意見等】

(質問)：函館開発建設部で道の駅に整備している情報通信機器とは何ですか？

【函館海洋気象台】

(回答)：情報コンセントであり、北海道開発局が管理する光ケーブルに接続することができる。

【事務局】

4-5 話題提供 5 土砂災害防止法改定について

- ・ 平成 23 年 5 月に改定された土砂災害防止法の改定内容の説明と市町村へ配布する「函館開発建設部管内大規模土砂災害関連情報データベース（試行版）」について事務局より説明
- ・ 土砂災害防止法改定では、ある一定以上の規模の河道閉塞や火山噴火については、市町村管理においても国が関与することになったことを説明し、大規模土砂災害の発生時においては協力をお願いする。
- ・ また、市町村との共有資料として「函館開発建設部管内大規模土砂災害関連情報データベース（試行版）」を配布。管内の地すべり危険箇所などが GIS データで保存されていることやその使用方法を説明。

5. 平成 25 年度協議会活動案

- ・ 平成 25 年度の検討内容案として豪雪や津波について引続き検討を予定。ワーキンググループ等の開催については、次年度幹事会にて協議し、あらためて案内する。
- ・ 例年行っております連絡一覧表の更新に加え、今年度作成した「豪雪等における関係機関情報共有リーフレット」を更新予定。また、渡島檜山地方 河川・道路等防災情報図についても次年度更新を予定。
- ・ 防災有識者を招いた講演会や講習会等の開催についても事務局及び幹事会において検討する予定。
- ・ 協議会ホームページについては、継続して運用してまいります。

(以上)